

コスタリカ共和国  
知的財産権行使のための手続に関する法律  
2000年10月12日法律第8039号  
2018年3月7日法律第9524号により改正

目次

第1章 総則

第1条 適用範囲

第2条 解釈

第2条の2 定義

第2章 予防措置

第1節 総則

第3条 予防措置の採用

第4条 予防措置の均衡

第5条 予防措置

第6条 手続

第7条 侵害の疑いに関与がない者の予防措置

第8条 不服申立又は訴訟の提起期限

第9条 損害賠償

第2節 国境措置

第10条 国境措置の適用

第11条 国境措置の申立

第12条 国境措置が適用されない例

第13条 差止期間

第14条 意匠及びひな形、特許、回路配置又は秘密情報の特別要件

第15条 検査

第16条 職権による措置

第17条 物品の廃棄及び没収

第18条 根拠のない所持

第3章

第1節 行政登録裁判所の設置及び行政上の手続

第19条 行政登録裁判所

第20条 組織構成

第21条 構成員の要件

- 第 22 条 法的原則
- 第 23 条 裁判所への助言
- 第 24 条 手続の迅速性
- 第 25 条 裁判所の管轄権
- 第 26 条 期限

## 第 2 節 商標及び識別標識並びに不正競争に関する行政上の手続

- 第 27 条 行政上の手続に関する規則
- 第 28 条 商標及び識別標識における不正競争の場合の行政上の手続

## 第 3 節 特許、意匠及び実用新案に関する行政上の手続

- 第 29 条 行政上の手続に関する規則
- 第 30 条 知的財産権登録局の決定に対する不服申立

## 第 4 節 著作権及び著作隣接権に関する行政上の手続

- 第 31 条 行政上の手続に関する規則
- 第 32 条 著作権及び著作隣接権の国家登録局の決定に対する不服申立

## 第 5 節 秘密情報に関する行政上の手続

- 第 33 条 行政上の手続に関する規則
- 第 34 条 知的財産権登録局の決定に対する不服申立

## 第 6 節 集積回路に関する行政上の手続

- 第 35 条 行政上の手続に関する規則
- 第 36 条 知的財産権登録局の決定に対する不服申立

## 第 4 章 訴訟手続

### 第 1 節 民事手続

- 第 37 条 民事手続における予防措置
- 第 38 条 民事手続
- 第 38 条の 2 民事上の救済
- 第 38 条の 3 相手方に対する補償
- 第 39 条 相手方当事者の管理下にある証拠
- 第 40 条 損害額の算定基準
- 第 40 条の 2 所定の補償金
- 第 41 条 民事裁判における物品の没収及び廃棄

### 第 2 節 刑事手続

- 第 42 条 刑事手続における予防措置
- 第 43 条 刑事訴訟

## 第5章 刑事犯罪

### 第1節 商標及び識別標識から生じる知的財産権に対する犯罪

第44条 商標の模倣

第45条 不正品の販売，所持及び頒布

第46条 既に登録されている商標と同一の図案又は複製物の販売，取得及び提供

第47条 販売業者の詐称

第48条 原産地表示又は原産地名称の不正使用

### 第3節 著作権及び著作隣接権に対する犯罪

第51条 許諾を得ない，言語又は美術の著作物の公演，公衆への送信又は公衆の利用に供すること

第52条 許諾を得ない，レコード，実演，演出又は放送の公衆への送信又は公衆の利用に供すること

第53条 他者の著作権の登録

第54条 言語若しくは美術の著作物又はレコードの無断複製

第55条 保護されている実演及び演出の固定，複製及び送信

第56条 複写部数を超える著作物の印刷

第57条 他人の著作物の，自己の著作物としての公表

第58条 許諾を得ない，言語又は美術の著作物の翻案，翻訳，改変及び要約

第59条 不正な複製物の販売，提供，所持，寄託及び頒布

第60条 著作者又は代理人の許諾を得ない，言語若しくは美術の著作物又はレコードを賃貸する行為

第61条 復号装置又は復号機構の製造，組立て，改変，輸入，輸出，販売，賃貸，その他の手段による頒布

第61条の2 暗号化衛星信号伝送プログラムの受信及び配信

第62条 著作物，実演，レコードの複製，利用又は公衆の利用に供することに対する，技術的保護手段の変更，回避，抑止，改変又は改悪

第62条の2 著作物，実演，レコードの送信，複製，利用，公衆の利用に供すること又は公表に対する，技術的保護手段を回避するための装置，製品，構成要素又はサービスの製造，輸入，頒布，提供又は売買

第63条 権利管理情報の変更，配信，取込み，送信又は通信

### 第5節 集積回路の回路配置についての権利に対する罪

第69条 集積回路の独創的な回路配置に基づく権利の侵害

### 第6節 本章のすべての犯罪に共通する規定

第70条 適用基準

第70条の2 評価基準

第71条 刑事判決において命じられた物品の没収及び廃棄

第 6 章 最終規定  
第 72 条 補足規定  
第 73 条 廃止規定  
第 74 条 規則

経過規定 1  
経過規定 2  
経過規定 3

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

コスタリカ共和国の国内法又は国際条約に定める知的財産権の如何なる侵害も、他の法規定を害することなく、知的財産権登録局又は著作権及び著作隣接権の国家登録局に対する行政上の措置並びに本法に規定する司法上の措置の対象となる。また、本法は、国家登録局に属するすべての登録部門に対する不服申立に関する行政登録裁判所の管轄権についても規定する。

知的財産権の所有者による許諾は常に、明示的かつ書面によるものでなければならない。

### 第2条 解釈

本法に基づき定められ、保護される権利の侵害に関する司法上及び行政上の審理において、裁判官、知的財産権登録局又は著作権及び著作隣接権の国家登録局の局長は、有害な行為の態様、時期及び場所を考慮して規則を解釈し適用することができる。これにより、方式的な手続が、特定の事件における法的保護の実質的な適用を妨げないことが保証される。

知的財産権登録局若しくは著作権及び著作隣接権の国家登録局に対する行政上の手続又は司法上の手続において、管轄当局は、制裁を適用する際に、違法行為と保護されている法的資産に生じた損害との間の均衡を考慮しなければならない。

#### 第2条の2 定義

本法の適用上、次に掲げる定義を適用する。

(a) **技術的保護手段**：通常の利用において、著作物、実演、レコードその他の保護対象物の利用を制御する又は著作権若しくは著作隣接権を保護する技術、装置又は構成要素

(b) **権利管理情報**：

(i) 著作物、実演又はレコードを特定する詳細、すなわち著作者、芸術家、実演家、制作者又は権利所有者

(ii) 著作物、実演又はレコードの利用に関する条件

(iii) かかる情報を表す数字又はコード

これらの要素については、著作物、実演、制作若しくはレコードの複製物に付される場合に又は著作物、実演、制作若しくはレコードの公衆への送信若しくは公衆の利用可能性に関連して表示される場合に適用する。

(c) **基準額**：本法において用いられる「基準額」とは、1993年5月5日付け法律第7337号及びその改正法令第2条の定義に相当する。

## 第2章 予防措置

### 第1節 総則

#### 第3条 予防措置の採用

知的財産権侵害に対する手続を開始する前に、手続段階であるか執行段階であるかを問わず、管轄司法当局、知的財産権登録局又は著作権及び著作隣接権の国家登録局は、必要に応じて、権利所有者に対する重大で回復不能な損害を防止し、かつ、最終的な決定又は判決の有効性を暫定的に確保するために、十分な予防措置を採用しなければならない。

予防措置は、申立人が、権利所有者又は権限を有する代理人としての地位があることを証明し、かつ、当局が認める程度に原告(申立人)の権利が侵害されている又は侵害が差し迫っていることを十分な確度により証明する、合理的に入手可能な証拠を提出した場合にのみ認められる。当該措置を認める前に、司法当局、知的財産権登録局又は著作権及び著作隣接権の国家登録局は、申立人に対し、被告を保護し、濫用を防止し、かつ、被告の法的救済措置の請求を不当に妨げないことを確保するのに十分な、合理的な保証又は同等の担保を提供するよう要求する。

特許権行使に関連する差止手続においては、特許の有効性について反証可能な推定を受けるものとする。

#### 第4条 措置の均衡

予防措置の請求を解決する決定は、第三者の利益、また、当該措置の効果と措置によってもたらされ得る損害との間の均衡の両方を考慮しなければならない。

#### 第5条 措置

特に、次に掲げる予防措置を命ずることができる。

- (a) 侵害に該当する行為の即時停止
- (b) 模倣品又は違法品の差押え
- (c) (b)に規定する物品、原材料又は手段の通関の差止め
- (d) 被疑者による保釈金その他の十分な保証金の支払

#### 第6条 手続

##### 予防措置に関する司法上及び行政上の手続

予防措置を求める申立から48時間以内に、司法当局、知的財産権登録局又は著作権及び著作隣接権の国家登録局は、当事者に聴聞の機会を設けなければならない。当事者は、当該申立について3就業日以内に意見書を提出することができる。この期間が経過すると、知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は管轄司法当局は、意見書が受領されたか否かに拘らず、3日以内に予防措置に関する決定を下さなければならない。これらの機関が下した決定は直ちに執行しなければならず、不服申立によって予防措置の執行が中断されることはない。

聴聞を行うことにより予防措置の効果が無効になる可能性がある場合、司法当局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は知的財産権登録局は、申立の提出から48時間以内に当該申

立の可否を決定しなければならない。

#### **第7条 侵害の疑いに関与がない者の予防措置**

予防措置が相手方当事者を最初に聴聞することなく執行された場合、知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は管轄司法当局は、その執行から3就業日以内に、影響を受ける当事者に通知しなければならない。当該影響を受ける当事者は、執行された予防措置に対して不服を申し立てることができる。

#### **第8条 不服申立又は訴訟の提起期限**

訴訟提起前に予防措置が申し立てられ、それが認められた場合、申立人は、当該申立を認める決定の通知から1月以内に訴訟を提起しなければならない。適時に訴訟の提起がなされなかった場合又は知的財産権が侵害されていないと判断された場合、当該予防措置は取り消されたものとみなされ、当該予防措置を申し立てた当事者は生じた損害を賠償する責任を負い、当該賠償については判決の執行によって決定する。

#### **第9条 損害賠償**

訴訟が適時に提起されなかった場合又は予防措置が何らかの理由により取り消された若しくは無効とされた場合、当該予防措置の執行によって生じた損害の補償を求める当事者は、1月以内に、当該手続を監督する当局に請求を提出しなければならない。所定の期間内に当該請求を提出しなかった場合又は補償を受ける権利を立証しなかった場合、原告(申立人)は損害賠償の担保の返還を請求することができる。

予防措置が行政上の決定に基づく場合、影響を受ける当事者は、当該予防措置の執行から生じる損害の補償を請求するために司法上の手続を開始しなければならない。

## 第2節 国境措置

### 第10条 国境措置の適用

模倣品又は違法品の通関時に差止めが必要である場合、当該差止めを命ずる知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局の行政上の決定又は司法上の決定は、直ちに税関当局及び被告に通知しなければならない。

### 第11条 国境措置の申立

自己の権利を侵害する物品の到着又は発送について十分な根拠のある知識を有する知的財産権の所有者は、知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は管轄司法当局に対し、税関当局に当該物品の発送差止めを命ずるよう申し立てることができる。

保護されている知的財産権の所有者又はその権限を有する代理人は、物品の発送差止めを申し立てる場合、少なくとも次に掲げることを行わなければならない。

(a) 知的財産権の所有権又は代理権を証明すること。著作権及び著作隣接権の場合は、1982年10月14日付け法律第6683号著作権及び著作隣接権に関する法律第155条に定める推定の適用があるものとする。

(b) 差止めが下される前に、合理的な担保又は同等の保証を提示すること。この保証は、濫用を防止しつつ、被告及び管轄当局を保護するのに十分なものでなければならない。当該保証は、かかる手続の利用を不当に妨げてはならない。当該担保は、物品が侵害品目に該当しないと管轄当局が判断した場合に限り、当該物品の輸入者又は所有者を当該差止めによって生じた損失又は損害から保護するために、金融サービス提供者が発行する証書の形態をとることができる。

(c) 管轄当局が容易に認識できるように、権利所有者が合理的に知っている物品に関する十分な情報を提供すること。かかる情報提供の要件は、これらの手続の利用を不当に妨げてはならない。

(d) 管轄当局が認める程度に、知的財産権侵害の推定を証明する十分な証拠を提出すること。

物品の発送差止めが執行されると、知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は管轄司法当局は、直ちに物品の輸入者又は輸出者及び差止めを申し立てる当事者に通知する。

### 第12条 国境措置が適用されない例

本章に記載する国境措置は、次に掲げるものに適用しない。

(a) 権利所有者又はその代理人が適法に国内又は国外で物品を導入した後の、権利所有者により又はその同意を得て国内市場に投入された物品の輸入及び国家によって許可された者により又は国内法に従って行われる輸入

(b) 旅客の個人的な手荷物の一部であるいくつかの物品

### 第13条 差止期間

申立人が差止めの通知を受けた日から10就業日が経過したときに、申立人が申し立てなかった場合又は知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は管轄司法当局から

通関の差止めを延長する予防措置が取られた旨の通知を受けなかった場合において、知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は管轄司法当局は、他の必要な条件が満たされていることを条件として、税関当局に通知して当該差止めを解除して物品の通関を命ずることができる。

#### **第 14 条 意匠及びひな形、特許、回路配置又は秘密情報の特別要件**

意匠、特許、回路配置又は秘密情報に係る予防措置に基づき、税関当局が物品の自由流通のための発送を差し止め、かつ、

- (a) 差止めが 3 就業日以内に正当な理由なく執行されなかったこと、及び
- (b) 税関で認証された見本が提供され、その他の輸入条件がすべて満たされていることが確認された場合、

物品の所有者、輸入者又は荷受人は、差止めを発した知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は管轄司法当局に保証金を供託することにより、通関を受ける権利を有し、それによって、侵害の場合に権利所有者の保護が保証される。

保証金の供託は、権利所有者が利用可能な予防措置に影響を及ぼさない。第 13 条に定める期間内に不服申立又は請求がない場合は、保証金は返還される。

#### **第 15 条 検査**

税関当局により物品の通関が差し止められた場合、知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は管轄司法当局は、著作権の所有者又はその代理人に対し、その申立の立証のみを目的として当該物品の検査を許可しなければならない。検査を許可する際、必要に応じて、税関当局は、秘密情報(営業秘密又は産業上の秘密)に対する権利を保護するために必要な措置を取ることができる。

知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局又は管轄司法当局によって侵害が確認され、著作権の所有者又はその代理人の請求があれば、税関当局は、物品の荷主、輸入者又は輸出者及び荷受人の名称及び住所並びに差止めの対象となる物品の数量及び明細を提供しなければならない。

#### **第 16 条 職権による措置**

税関当局は、知的財産権が侵害されていると考える十分な理由がある場合、私人又は権利所有者からの正式な申立を必要とすることなく、職権により、知的財産権の侵害が疑われる輸入品、輸出品又は輸送中の物品の発送を差し止めなければならない。税関当局は、物品の保管後 10 就業日以内に、本法において想定される罪を検察庁に報告しなければならない。そうしない場合、行政一般法の規則に従い、物品を返還しなければならない。税関当局は、生じた損害を賠償する責任を負う。税関当局は、可能な限り、侵害される虞のある権利に関して所有者に通知する。

#### **第 17 条 物品の廃棄及び没収**

物品が海賊版又は模倣品であると判断された場合、司法当局は、権利所有者が別の処分方法に同意する場合を除き、税関当局に当該物品の廃棄を命じる。

税関当局は、例外的な場合及び模倣品、海賊版又は違法品の処分又は廃棄に関する管轄司法

当局による最終決定がなされるまでを除き、当該模倣品、海賊版若しくは違法品をそのままの状態を輸出することを許可する又はこれらを別個の税関手続に付すことをしてはならない。

模倣商標が付された物品に関する場合、侵害された知的財産権の所有者が同意すれば、司法当局は、最終判決において、付された商標を除去することにより物品の侵害の特徴を消去し、除去された商標と識別不能にすることを条件として、商業経路外で使用するために、社会福祉プログラムへの寄付を許可することができる。ただし、違法に付された商標を除去するだけでは、物品の商業流通を認めるには不十分である。

知的財産権行使のための国境措置に関連して物品の申請又は保管に手数料が課される場合、当該手数料は、当該国境措置の訴えを不当に妨げる額に設定してはならない。

健康上の要件を満たす食品・消費財については、合同社会支援機構(IMAS)に引き渡されるものとする。現行の法令に従い、ブランド、包装その他の識別標識を除去した後、これらの物品は、適切に再配置される。

#### **第 18 条 根拠のない所持**

根拠のない物品の所持があった場合、司法当局は、原告に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に生じた損害の賠償を命ずる。かかる賠償は、判決執行時に清算するものとする。

## 第3章

### 第1節 行政登録裁判所の設置及び行政上の手続

#### 第19条 行政登録裁判所

行政登録裁判所は、法務省の下に完全に分権化された機関として設置され、本法により付与された機能及び権限を遂行するための法的性質を有する。行政登録裁判所は、サンホセに本部を置き、コスタリカ共和国全域を管轄する。行政登録裁判所の権限は排他的なものであり、行政登録裁判所は機能的にも行政的にも独立して運営される。その裁定は、すべての行政上の最終救済措置とされる。

行政登録裁判所は、予算案を国家登録局行政委員会に提出し、同委員会は、これを承認して法務省に送付する。この予算は、国家登録局行政委員会が得る収入のうち、当該会計年度について算定された国家登録局の経常利益の少なくとも6%の配分をもって又はその剰余金から賄われる。当該予算は、その執行及び運用を制限する虞のある経済的制約又は予算的制約を受けてはならない。職員の給与は、一定期間又は無期限に、国家登録局行政委員会からの資金によって賄われるものとする。

必要に応じて、国家機関は、行政登録裁判所の機能を強化するために、職員を行政登録裁判所に異動させ、動産・不動産を問わず、資産を寄付してもよい。また、当該裁判所は、国有企業又は公営企業のほか、民間企業、国家機関又は国際機関から寄付を受けることも認められる。

#### 第20条 組織構成

行政登録裁判所は、5名の裁判官から構成され、そのうちの2名は、法務大臣が任命する。国家登録局行政委員会は、残りの3名の裁判官を任命するために、3名の候補者名簿を行政政府に提出する。すべての任命は、資格に基づく試験によって行われ、立法議会の批准を得なければならない。

また、裁判所には、正規の裁判官と同様の方法によって任命される5名の補欠裁判官も置く。

裁判官の任期は4年とし、第1段落に定める条件と同じ条件の下、その経験に基づく試験を経て再任され得る。試験及び法制度に定める形式要件及び実質的規定については、解任にも適用があるものとする。

裁判官の報酬は、上級裁判所の裁判官の給与と同額とする。他の職員の報酬は、必要に応じて、同様の役割が存在する司法機関内の対応する職の給与と整合させるものとする。

補欠裁判官は、その職務を必要とする状況に拘らず、積極的にその補欠としての職務を遂行した場合にのみ、報酬を受けるものとする。

#### 第21条 構成員の要件

行政登録裁判所の構成員は、登録事項その他の関連事項に関して広範な経験を有し、認められた道徳的地位を有し、その分野における経歴、専門的資格及び証明された能力が職務遂行における公平性及び成功を保障する人物でなければならない。

本裁判所は毎年、その構成員の中から所長、副所長及び幹事を選出する。手続規則には適正

で効率的な職務遂行の要件を規定するものとする。所長は、組織の法律上の代表者として行動するものとする。

## 第 22 条 法的原則

行政登録裁判所は、口頭審理、職務権限、効率性及び証拠の即時性という原則に従い、その職務を遂行する。また、本法、その規則、該当する場合は 1978 年 5 月 2 日付け法律第 6227 号行政一般法第 2 巻「通常手続」章、係争に関する行政管轄を規制する法律及び司法基本法の規定に定める手続規則及び運用規則も遵守しなければならない。

裁判所は、その管轄下にある事件を管理するために、当事者が抗弁における主張及び裏付けとなる証拠を提出するための、延長不可能な共通の期限を定めるものとする。この手続は、事実に関する真実の追求、手続の効率性の確保及び口頭審理の維持という原則を守るものでなければならない。

当事者は、不動産登録局、法人登録局、動産登録局、知的財産権登録局、著作権及び著作隣接権の国家登録局、国家地籍局を含む国家登録局の様々な登録局並びに国家登録局に組み込まれる他の登録局によってなされた意見又は命令について争うために、適用される法制度によって認められているあらゆる形態の証拠を用いることができる。公認会計士その他の公的資格を持つ専門家が提出する報告書及び証明書は、十分な証明となる。このような場合、これらの報告書又は証明書の正当性を疑うための立証責任は、当該意見又は命令を発行した登録局にあるものとする。

## 第 23 条 裁判所への助言

行政登録裁判所は、その決定が常に理由付けされなければならないことから、提起された各問題を解決するために、専門家・機関から技術的・専門的助言を受けなければならない。解決しようとする問題の当事者又は利害関係人は、助言することができない。

## 第 24 条 手続の迅速性

行政登録裁判所は、その管轄権内にある事件の手続及び処理を、その場の状況に応じて、必要な速度により迅速に行わなければならない。

決定は、事件が裁判所に受理された日から起算して最長 30 暦日以内に、下さなければならない。特別な場合には、期限を最大 30 日間延長することができる。裁判所は、迅速で十分な応答を行わなければならない。

## 第 25 条 裁判所の管轄権

行政登録裁判所は、次に掲げる管轄権を有する。

- (a) 国家登録局内のすべての登録局が発した措置及び下した最終決定に対する不服申立
- (b) 国家登録局の庁の過去の決定に対する不服申立

裁判所の決定は最終的なものであり、その後の不服申立は認めない。これによりすべての行政上の救済措置が行使されたことになる。

加えて、裁判所は、次に掲げるものを含む、その運営に必要な管理活動及び契約を行うことができる。

- 動産又は不動産の寄付の受入れ

- 人事異動の承認
- 職員の相談及び研修のためのアドバイザー及び専門家の雇用
- コスタリカ共和国内外を問わない、公的機関及び民間機関との共同による研究及び研修の実施

さらに、裁判所は、公営企業又は民間企業と協力協定を締結する権限を有する。

行政登録裁判所は、職員の給与制度を独自に定め、公務上の責任を果たすために必要な技術職員及び専門職員を雇用することができる。

この給与制度に基づく資格を得るためには、公務員は、裁判所の定める試験に合格し、関連する競争試験規則に規定する要件を満たさなければならない。

第 20 条第 4 段落に基づく給与水準、職務区分その他の実施要件は、行政命令に定めるものとする。

## **第 26 条 期限**

対応する不服申立は、決定の通知日から 5 就業日以内に提出しなければならない。当該不服申立は、決定を下した登録局に提出しなければならない。当該不服申立が適時に提出された場合、登録局はそれを受理し、ファイル及びその全履歴情報とともに行政登録裁判所に送付する。権利の取消しに対する不服申立の提出期限は、決定の通知日から 3 就業日とする。

## 第 2 節 商標及び識別標識並びに不正競争に関する行政上の手続

### 第 27 条 行政上の手続に関する規則

商標及び識別標識に関する行政上の手続は、2000 年 1 月 6 日付け法律第 7978 号商標その他の識別標識に関する法律を準用する。

### 第 28 条 商標及び識別標識における不正競争の場合の行政上の手続

1994 年 12 月 20 日付け法律第 7472 号競争の促進及び効果的な消費者保護に関する法律第 17 条並びにその改正法令に示す行為に加え、商業活動の遂行時に行われる行為又はこれに関連して行われる行為であって、誠実な商慣習に反するものは、不正とみなす。同様に、特に次に掲げる行為は、不正競争行為に該当する。

(a) 本法により保護されている権利所有者の権利を利用するために、製品又は役務の原産地、性質、製造方法、使用若しくは消費への適合性、数量その他の特性に関して誤認を生ずる虞がある行為

(b) 他人の努力及び名声による成果を商業的規模で利用するために、所有者の許諾を得ずに、正当な所有者の利益のためのブランド、記章その他の保護されている要素を複製する虞がある行為

(c) 2000 年 1 月 6 日付け法律第 7978 号商標その他の識別標識に関する法律第 7 条(k)及び(q)により登録が禁止されている標識の使用

(d) 2000 年 1 月 6 日付け法律第 7978 号商標その他の識別標識に関する法律第 8 条(c)，

(d)，(e)，(g)及び(h)により登録が禁止されている標識の商業上の使用

商標又は識別標識の不正使用により需要者に影響が波及する商標又は識別標識にかかわる不正競争事件に関する行政上の手続において、国家消費者委員会は、1994 年 12 月 20 日付け法律第 7472 号競争の促進及び効果的な消費者保護に関する法律第 58 条に挙げる予防措置を害することなく、本法に規定する予防措置の何れかの採用を命ずるものとする。

### 第3節 特許，意匠及び実用新案に関する行政上の手続

#### 第29条 行政上の手続に関する規則

特許，意匠及び実用新案に関する行政上の手続は，1983年4月25日付け法律第6867号特許法(発明，意匠及び実用新案)に規定する。

#### 第30条 知的財産権登録局の決定に対する不服申立

知的財産権登録局の決定は，各決定を下した機関に対して取り消すことができ，行政登録裁判所に対して不服を申し立てることができる。

#### 第 4 節 著作権及び著作隣接権に関する行政上の手続

##### 第 31 条 行政上の手続に関する規則

著作権及び著作隣接権に関する行政上の手続は、1982 年 10 月 14 日付け法律第 6683 号著作権及び著作隣接権に関する法律に規定する。

##### 第 32 条 著作権及び著作隣接権の国家登録局の決定に対する不服申立

著作権及び著作隣接権の国家登録局の決定は、各決定を下した機関に対して取り消すことができ、行政登録裁判所に対して不服を申し立てることができる。

## 第 5 節 秘密情報に関する行政上の手続

### 第 33 条 行政上の手続に関する規則

秘密情報に関する行政上の手続は、2000 年 1 月 4 日付け法律第 7975 号秘密情報に関する法律に定める。

### 第 34 条 知的財産権登録局の決定に対する不服申立

知的財産権登録局の決定は、各決定を下した機関に対して取り消すことができ、行政登録裁判所に対して不服を申し立てることができる。

## **第 6 節 集積回路に関する行政上の手続**

### **第 35 条 行政上の手続に関する規則**

集積回路に関する行政上の手続は、1999 年 12 月 17 日付け法律第 7961 号集積回路の回路配置の保護に関する法律に記載する。

### **第 36 条 知的財産権登録局の決定に対する不服申立**

知的財産権登録局の決定は、各決定を下した機関に対して取り消すことができ、行政登録裁判所に対して不服を申し立てることができる。

## 第4章 訴訟手続

### 第1節 民事手続

#### 第37条 民事手続における予防措置

民事訴訟法第4編第1巻の規定を害することなく、知的財産権の所有者の権利保護に関するすべての手続において、裁判官は、本法に規定する予防措置を採用することができる。

#### 第38条 民事手続

権利を主張する法的能力を有する連盟、協会、排他的実施権者その他正当な権限を有する実施権者を含む知的財産権の所有者による申立は、民事訴訟法第2編第2巻に定める迅速な手続によって処理し、決定するものとする。

司法当局は、特に知的財産権を侵害する輸入品が管轄内の商業経路に入ることを防ぐために、侵害当事者に対し、その行為の停止を命じることができる。この命令は、通関直後又は物品の輸出前に発効することができる。

不正競争事件は、1994年12月20日付け法律第7472号競争促進及び効果的な消費者保護に関する法律第17条に従い、略式手続により処理する。

#### 第38条の2 民事上の救済

第40条及び第40条の2に規定する損害補償、訴訟費用及び手数料の納付並びに侵害行為に関する器具及び製品の廃棄を含むが、これらに限定されない民事上の救済措置は、本法に記載する行為又は知的財産権の侵害によって損害を受けた者が利用することができる。これらの者には、第61条及び第61条の2に定める侵害の場合、暗号化されたプログラミング信号又はそのコンテンツに利害関係を有する個人を含む。

第62条、第62条の2及び第63条の適用上、図書館、公文書館、教育機関又は営利を目的としない公共放送機関に対しては、自己の行為が禁止された行為に該当することを認識しておらず、かつ、認識すべき理由がなかったことを証明できる場合には、補償的損害賠償は認められない。

#### 第38条の3 相手方に対する補償

司法当局は、その者の申立により予防措置が取られ、かつ、執行手続を濫用した当事者に対し、かかる濫用の結果として被った損害について義務又は制限が不当に課された他方当事者に十分な補償を行うよう、命じることができる。また、司法当局は、原告に対し、適切な弁護士費用を含む被告の費用を支払うよう命ずる権限も有する。

#### 第39条 相手方当事者の管理下にある証拠

略式手続又は不正競争事件において、当事者がその主張を立証するための関連証拠を特定し、この証拠が相手方当事者の管理下にある場合、裁判官は、その提出を命ずる権限を有する。必要に応じて、秘密情報の保護が確保されることを条件として、かかる証拠を提出しなければならない。

方法特許に関しては、特許権の所有者の同意を得ずに製造された同一の製品は、別段の立証

がない限り、製品が新規であることを条件として、特許された方法によって得られたものと推定する。

加えて、裁判官は、侵害の疑いのある者に対し、侵害のあらゆる局面に関与した個人に関する自己の所有する関連情報及び侵害製品又は役務の生産手段又は流通経路に関する詳細を開示するよう、命ずることができる。これには、生産及び流通に関与する第三者の特定並びにその流通網の特定が含まれる。かかる情報は、適用される憲法上の原則を尊重しつつ、権利所有者に提供されなければならない。ただし、裁判官が、個人的又はセンシティブかつ訴訟の解決に無関係であるとみなした情報は開示されない。

#### 第 40 条 損害額の算定基準

本法の民事上及び刑事上の違反から生じる損害額は、裁判官が算定するものとし、専門家の意見に基づいてもよい。

事件の最終決定では、侵害者に対し、次に掲げるものを権利所有者に支払うよう命じなければならない。

(a) 侵害の結果として被った損害を補償するのに十分な補償金(侵害がなければ所有者が得たであろう利益を含むが、これに限定されない)

(b) 侵害に起因する違反者の利益であって、上記(a)に規定する損害額を算定する際に考慮されなかった利益

知的財産権の侵害に対する損害額を算定する際、司法当局は、とりわけ、権利所有者が提示する参考小売価格その他の価額の正当な尺度に基づいて、侵害の対象となる物品又は役務の価額を考慮しなければならない。

#### 第 40 条の 2 所定の補償金

著作権及び著作隣接権の侵害又は商標その他の識別標識の模倣に関する民事裁判手続において、被った損害賠償に代わるものとして、権利所有者の申立により、裁判官は、正当な手続に従い、被告を審理し、所定の補償を用いることができる。裁判官が、衡平性及び均衡の基準を衡量して所定の補償を適用することを決定する場合、裁判官は、損害額を算定するための次に掲げる最低額及び最高額のパラメーターを使用しなければならない。ただし、割り当てられた額が、侵害によって生じた損害について権利所有者に補償するのに十分であり、かつ、将来の侵害を抑止するのに有用であることを条件とする。

(a) 著作権及び著作隣接権の侵害の場合

(i) 場合により、保護されている著作物、実演又はレコードに関する行為に関係するすべての侵害に対し、1～50 基準額

(ii) 権利所有者が、被告が故意に侵害を行ったことを裁判官が認めるように証明した場合、場合により、保護されている著作物、演出若しくは実演又はレコードに関する行為に関係するすべての侵害に対し、50～300 基準額

(iii) 侵害の疑いのある者が、自己の行為が著作権又は著作隣接権の侵害を構成することを知らなかった又はそれを信じる理由がなかったことを、裁判官が認めるように証明した場合、場合により、保護されている著作物、実演又はレコードに関する行為に関係するすべての侵害に対し、基準額の 1/2～25 基準額

裁判官は、如何なる場合においても、侵害者が、保護されている著作物の利用が 1982 年 10

月 14 日付け法律第 6683 号著作権及び著作隣接権に関する法律により認められる例外に該当すると信じ、かつ、そのように考えるのに十分な根拠を有しているときは、侵害者に対し、損害賠償金の支払を免除することができる。ただし、侵害者が次に示す場合であることを条件とする。

(i) 営利を目的としない教育機関，図書館又は公文書館の職員又は代理人であって，その職務上，複製物又はレコードにより著作物を複製することによって侵害を行った者である場合  
(ii) 営利を目的としない公共放送機関又は営利を目的としない公共放送機関の営利を目的としない通常の活動の一環として公表された演劇以外の言語の著作物(映画の著作物を除く)を実演すること若しくは当該著作物の実演を組み込んだ放送番組を複製することにより，侵害を行った者である場合

(b) 商標その他の識別標識を模倣する場合，模倣商標 1 件につき 3～300 基準額  
(注釈：本条に関して，2008 年 7 月 18 日付け法律第 8656 号経過規定 I は，次のように定めている。「2000 年 10 月 12 日付け法律第 8039 号知的財産権行使のための手続に関する法律第 40 条の 2 に定める損害額の算定のための最低額及び最高額のパラメーターを実行するために，司法当局に対し，本法の公布から 2 年の期間を付与する。」)

#### 第 41 条 民事裁判における物品の没収及び廃棄

司法当局は，当事者の請求により又は職権により，中間決定又は最終判決を通じて，当該請求に関連する侵害の疑いのある物品及び原材料又は器具の没収を命ずることができる。商標の模倣の場合は，侵害に関連する証拠書類も添付しなければならない。模倣品又は海賊版と判断された物品の廃棄は，判決によってのみ命ずることができる。

司法当局は，海賊版又は模倣品の製造又は創作に使用された原材料及び器具の速やかな廃棄を，無償で義務付けることができる。例外的な場合において，これらの品目は，将来的な侵害の危険性を最小化する方法により，商業経路外で無償で処分することができる。司法当局は，廃棄請求を検討する際，侵害の重大性及び物権，占有権又は契約上の権利若しくは担保権を有する第三者の権利を含む，各要素を考慮しなければならない。

裁判所は，前段落に従い，合法的な目的に使用することができたが，海賊版又は模倣品の製造又は創作に関与した原材料及び器具を，例外的な場合において，商業経路外での使用のために無償で慈善団体への寄付を命ずることができ，それによって，将来の侵害の危険性を低減することができる。

司法当局は，権利所有者の承認を得ずに，模倣商標を付した物品又は著作権及び著作隣接権を侵害する物品の社会福祉プログラムへの寄付を許可することはできない。ただし，適切な場合には，模倣商標を付した物品は，商標を除去することにより侵害の特徴を消去し，除去された商標と識別不能にすることを条件として，商業経路外で使用するために，慈善目的で寄付することができる。如何なる場合も，違法に付された商標を除去するだけでは，物品の商業経路における流通を認めるには不十分である。

## 第2節 刑事手続

### 第42条 刑事手続における予防措置

刑事訴訟法が規定する予防措置に加え，本法が規定する予防措置については，適合する範囲内で，刑事手続に適用する。

### 第43条 刑事訴訟

一般刑事手続制度は，本法に規定する罪に関する手続を規定し，そのための訴訟は，私人の請求によって公開される。刑事訴訟に関する如何なる判決も，民事訴訟法第164条の規定を害することなく，対応する裁判所に対して民事訴訟を提起する権利に影響を及ぼすものではない。

ただし，当局は，証拠を保全し，侵害行為の継続を防止する目的で，私人又は権利所有者からの正式な告訴を必要とせず，職権により捜査を実施し又はその他の強制措置を講じることができる。

## 第5章 刑事犯罪

### 第1節 商標及び識別標識から生じる知的財産権に対する犯罪

#### 第44条 商標の模倣

登録商標又は識別標識を、当該商標又は識別標識の登録によって付与された排他権を害するような方法により、模倣した者は、次のとおり処罰する。

- (a) 侵害の対象となる純正品の価額が5基準額以下の場合、5～20基準額の罰金
- (b) 侵害の対象となる純正品の価額が5基準額超、20基準額以下の場合、6月以上2年以下の拘禁又は20～80基準額の罰金
- (c) 侵害の対象となる純正品の価額が20基準額超、50基準額以下の場合、1年以上4年以下の拘禁又は80～200基準額の罰金
- (d) 侵害の対象となる純正品の価額が50基準額超の場合、3年以上5年以下の拘禁又は200～500基準額の罰金

本条及びその解釈並びに登録商標又は識別標識について規定する後続の条文の適用上、2000年1月6日付け法律第7978号商標その他の識別標識に関する法律に記載する概念を用いるものとする。

#### 第45条 不正品の販売、所持及び頒布

登録商標を含む又はそれを組み込んだ不正品(その包装、容器又は包装紙を含む)を、当該商標又は識別標識の登録によって付与された排他権を害するような方法により、販売し、販売の申出をし、所持し、頒布し、寄託し、輸入し又は輸出した者は、次のとおり処罰する。

- (a) 侵害の対象となる純正品の価額が5基準額以下の場合、5～20基準額の罰金
- (b) 侵害の対象となる純正品の価額が5基準額超、20基準額以下の場合、6月以上2年以下の拘禁又は20～80基準額の罰金
- (c) 侵害の対象となる純正品の価額が20基準額超、50基準額以下の場合、1年以上4年以下の拘禁又は80～200基準額の罰金
- (d) 侵害の対象となる純正品の価額が50基準額超の場合、3年以上5年以下の拘禁又は200～500基準額の罰金

#### 第46条 既に登録されている商標と同一の図案又は複製物の販売、取得及び提供

登録商標と同一の商標の図案又は複製物を、商標の登録又は登録された識別標識によって付与された排他権を害するような方法により、その目的とする物品とは別に販売し、販売の申出をし又は取得した者は、次のとおり処罰する。

- (a) 損害額が5基準額以下の場合、5～20基準額の罰金
- (b) 損害額が5基準額超、20基準額以下の場合、6月以上2年以下の拘禁又は20～80基準額の罰金
- (c) 損害額が20基準額超、50基準額以下の場合、1年以上4年以下の拘禁又は80～200基準額の罰金
- (d) 損害額が50基準額超の場合、3年以上5年以下の拘禁又は200～500基準額の罰金

#### **第 47 条 販売業者の詐称**

正当に登録された商号の登録によって付与された排他権を害するような方法により、実際には当該商号が登録されている特定の企業の正規販売業者でないにも拘らず、市場において正規販売業者であると称する者は、次のとおり処罰する。

- (a) 損害額が 5 基準額以下の場合、5～20 基準額の罰金
- (b) 損害額が 5 基準額超、20 基準額以下の場合、6 月以上 2 年以下の拘禁又は 20～80 基準額の罰金
- (c) 損害額が 20 基準額超、50 基準額以下の場合、1 年以上 4 年以下の拘禁又は 80～200 基準額の罰金
- (d) 損害額が 50 基準額超の場合、3 年以上 5 年以下の拘禁又は 200～500 基準額の罰金

#### **第 48 条 原産地表示又は原産地名称の不正使用**

原産地表示又は原産地名称の使用、識別及び享有から生じる知的財産権に損害を与えるような方法により、製品の原産地、識別性又は製造者若しくは取引者について公衆を誤認させる虞のある地理的表示又は原産地名称を使用し又は取り消した者は、次のとおり処罰する。

- (a) 損害額が 5 基準額以下の場合、5～20 基準額の罰金
- (b) 損害額が 5 基準額超、20 基準額以下の場合、6 月以上 2 年以下の拘禁又は 20～80 基準額の罰金
- (c) 損害額が 20 基準額超、50 基準額以下の場合、1 年以上 4 年以下の拘禁又は 80～200 基準額の罰金
- (d) 損害額が 50 基準額超の場合、3 年以上 5 年以下の拘禁又は 200～500 基準額の罰金

### 第3節 著作権及び著作隣接権に対する犯罪

#### 第51条 許諾を得ない、言語又は美術の著作物の公演、公衆への送信又は公衆の利用に供すること

著作者、権利所有者又は権利の代理人の許諾を得ずに、有線又は無線の手段を問わず、保護されている言語又は美術の著作物を公衆の利用に供することを含め、公衆の構成員が自ら選択した場所と時間にこれらの著作物を利用できるような方法で、当該著作物を直接的又は間接的に、公衆に表示し又は送信した者は、次のとおり処罰する。

- (a) 損害額が5基準額以下の場合、5～20基準額の罰金
- (b) 損害額が5基準額超、20基準額以下の場合、6月以上2年以下の拘禁又は20～80基準額の罰金
- (c) 損害額が20基準額超、50基準額以下の場合、1年以上4年以下の拘禁又は80～200基準額の罰金
- (d) 損害額が50基準額超の場合、3年以上5年以下の拘禁又は200～500基準額の罰金

#### 第52条 許諾を得ない、レコード、実演、演出又は放送の公衆への送信又は公衆の利用に供すること

著作者、権利所有者又は権利の代理人の許諾を得ずに、有線若しくは無線を問わず、1982年10月14日付け法律第6683号著作権及び著作隣接権に関する改正された法律により保護されているレコード、実演、演出若しくは放送(衛星放送を含む)を公衆に送信した者又は公衆の構成員が自ら選択した場所と時間にこれらの著作物を利用できるような方法で、当該レコード、実演、演出若しくは放送を公衆の利用に供する者は、次のとおり処罰する。

- (a) 損害額が5基準額以下の場合、5～20基準額の罰金
- (b) 損害額が5基準額超、20基準額以下の場合、6月以上2年以下の拘禁又は20～80基準額の罰金
- (c) 損害額が20基準額超、50基準額以下の場合、1年以上4年以下の拘禁又は80～200基準額の罰金
- (d) 損害額が50基準額超の場合、3年以上5年以下の拘禁又は200～500基準額の罰金

#### 第53条 他者の著作権の登録

1982年10月14日付け法律第6683号著作権及び著作隣接権に関する法律並びにその改正法令により保護されている言語若しくは美術の著作物、レコード、実演若しくは制作(固定か否かを問わず)又は放送(衛星放送を含む)を、著作権及び著作隣接権の国家登録局に自己のものとして登録した者は、それらが他人の権利である限り、1年以上5年以下の拘禁又は5～500基準額の罰金に処する。

#### 第54条 言語若しくは美術の著作物又はレコードの無断複製

著作者、権利所有者又は権利の代理人の許諾を得ずに、保護されている言語若しくは美術の著作物又はレコードを固定し、複製した者は、次のとおり処罰する。

- (a) 損害額が5基準額以下の場合、5～20基準額の罰金
- (b) 損害額が5基準額超、20基準額以下の場合、6月以上2年以下の拘禁又は20～80基準

額の罰金

(c) 損害額が 20 基準額超, 50 基準額以下の場合, 1 年以上 4 年以下の拘禁又は 80~200 基準額の罰金

(d) 損害額が 50 基準額超の場合, 3 年以上 5 年以下の拘禁又は 200~500 基準額の罰金  
言語若しくは美術の著作物又はレコードの, 営利を目的としない複製については, 説明のための教育目的で使用するために必要な範囲内であれば, 処罰しない。ただし, かかる複製が適切な用途に適合し, かつ, 出所及び著作者の名称(出所に掲載されている場合)が記載されていることを条件とする。

#### **第 55 条 保護されている実演及び演出の固定, 複製及び送信**

著作者, 権利所有者又は権利の代理人の許諾を得ずに, 保護されている実演又は演出を固定し, 複製し又は送信した者は, 次のとおり処罰する。

(a) 損害額が 5 基準額以下の場合, 5~20 基準額の罰金

(b) 損害額が 5 基準額超, 20 基準額以下の場合, 6 月以上 2 年以下の拘禁又は 20~80 基準額の罰金

(c) 損害額が 20 基準額超, 50 基準額以下の場合, 1 年以上 4 年以下の拘禁又は 80~200 基準額の罰金

(d) 損害額が 50 基準額超の場合, 3 年以上 5 年以下の拘禁又は 200~500 基準額の罰金

保護されている放送(衛星放送を含む)を, 著作者, 権利所有者又は権利の代理人の許諾を得ずに, 損害が生じるような方法により, 録画し, 複製し又は再送信した者に対しても, 同様の罰則の適用があるものとする。

#### **第 56 条 複写部数を超える著作物の印刷**

著作者, 権利所有者又は権利の代理人と合意した複写部数を超える部数を, 損害が生じるような方法により複製した出版社又は印刷業者は, 次のとおり処罰する。

(a) 許諾を得ずに複製された複写物の価額が 5 基準額以下の場合, 5~20 基準額の罰金

(b) 許諾を得ずに複製された複写物の価額が 5 基準額超, 20 基準額以下の場合, 6 月以上 2 年以下の拘禁又は 20~80 基準額の罰金

(c) 許諾を得ずに複製された複写物の価額が 20 基準額超, 50 基準額以下の場合, 1 年以上 4 年以下の拘禁又は 80~200 基準額の罰金

(d) 許諾を得ずに複製された複写物の価額が 50 基準額超の場合, 3 年以上 5 年以下の拘禁又は 200~500 基準額の罰金

#### **第 57 条 他人の著作物の, 自己の著作物としての公表**

他の著作者による保護されている著作物であって, その題名が変更若しくは削除された著作物又は本文が改変された著作物を, 自己の著作物として又は他の著作者による著作物として公表した者は, 次のとおり処罰する。

(a) 損害額が 5 基準額以下の場合, 5~20 基準額の罰金

(b) 損害額が 5 基準額超, 20 基準額以下の場合, 6 月以上 2 年以下の拘禁又は 20~80 基準額の罰金

(c) 損害額が 20 基準額超, 50 基準額以下の場合, 1 年以上 4 年以下の拘禁又は 80~200 基

準額の罰金

(d) 損害額が 50 基準額超の場合、3 年以上 5 年以下の拘禁又は 200～500 基準額の罰金

#### **第 58 条 許諾を得ない、言語又は美術の著作物の翻案、翻訳、改変及び要約**

著作者、権利所有者又はその代理人の許諾を得ずに、保護されている言語又は美術の著作物を翻案、変形、翻訳、改変又は編集により、潜在的な損害を生じさせた者は、1 年以上 5 年以下の拘禁又は 5～500 基準額の罰金に処する。

ただし、言語又は美術の著作物の利用については、出版物、ラジオ放送又は録音物及び録画物を通じて説明のための教育目的で使用するために必要な場合は、処罰しない。かかる利用は、適切な慣行に従わなければならない、かつ、出所及び著作者の名称(出所に掲載されている場合)が表示されていなければならない。

#### **第 59 条 不正な複製物の販売、提供、所持、寄託及び頒布**

1982 年 10 月 14 日付け法律第 6683 号著作権及び著作隣接権に関する法律並びにその改正法令により所有者に付与された権利に影響を及ぼすような方法により、言語若しくは美術の著作物又はレコードの不正な複製物を販売し、販売の申出をし、所持し、頒布し、寄託し、輸入し又は輸出した者は、次のとおり処罰する。

(a) 損害額が 5 基準額以下の場合、5～20 基準額の罰金

(b) 損害額が 5 基準額超、20 基準額以下の場合、6 月以上 2 年以下の拘禁又は 20～80 基準額の罰金

(c) 損害額が 20 基準額超、50 基準額以下の場合、1 年以上 4 年以下の拘禁又は 80～200 基準額の罰金

(d) 損害額が 50 基準額超の場合、3 年以上 5 年以下の拘禁又は 200～500 基準額の罰金

#### **第 60 条 著作者又は代理人の許諾を得ない、言語若しくは美術の著作物又はレコードを賃貸する行為**

著作者、権利所有者又は権利の代理人の許諾を得ずに、言語若しくは美術の著作物又はレコードを賃貸借した者は、次のとおり処罰する。

(a) 損害額が 5 基準額以下の場合、5～20 基準額の罰金

(b) 損害額が 5 基準額超、20 基準額以下の場合、6 月以上 2 年以下の拘禁又は 20～80 基準額の罰金

(c) 損害額が 20 基準額超、50 基準額以下の場合、1 年以上 4 年以下の拘禁又は 80～200 基準額の罰金

(d) 損害額が 50 基準額超の場合、3 年以上 5 年以下の拘禁又は 200～500 基準額の罰金

#### **第 61 条 復号装置又は復号機構の製造、組立て、改変、輸入、輸出、販売、賃貸、その他の手段による頒布**

有形又は無形の装置又はシステムを、当該装置又はシステムが主に符号化衛星信号伝送プログラムの復号に有用であることを知りながら又はそれを知る理由がありながら、当該信号の正当な配信者の許諾を得ずに、製造し、組み立て、改変し、輸入し、輸出し、販売し、賃貸し又はその他手段による頒布をした者は、1 年以上 5 年以下の拘禁又は 5～500 基準額の罰

金に処する。

## 第 61 条の 2 暗号化衛星信号伝送プログラムの受信及び配信

暗号化衛星信号として発信されたプログラム伝送信号を、当該信号の正当な配信者の許諾を得ずに、復号化されたものであることを知りながら受信し、配信した者は、次のとおり処罰する。

- (a) 信号の正当な配信者による許諾の価額が 5 基準額以下の場合、5～20 基準額の罰金
- (b) 信号の正当な配信者による許諾の価額が 5 基準額超、20 基準額以下の場合、6 月以上 2 年以下の拘禁又は 20～80 基準額の罰金
- (c) 信号の正当な配信者による許諾の価額が 20 基準額超、50 基準額以下の場合、1 年以上 4 年以下の拘禁又は 80～200 基準額の罰金
- (d) 信号の正当な配信者による許諾の価額が 50 基準額超の場合、3 年以上 5 年以下の拘禁又は 200～500 基準額の罰金

## 第 62 条 著作物、演出若しくは実演又はレコードの複製、利用又は公衆の利用に供することに対する技術的保護手段の変更、回避、抑止、改変又は改悪

著作物、実演、レコードその他の保護対象物の利用を制御するように設計された技術的保護手段を変更し、回避し、抑止し、改変し又は改悪させた者は、1 年以上 5 年以下の拘禁又は 5～500 基準額の罰金に処する。

図書館、公文書館、教育機関又は営利を目的としない公共放送機関の職員が、その公務の過程においてする場合、かかる行為について、刑事罰の適用はない。

第 1 段落に記載する行為は、著作権及び著作隣接権に関する法律に基づく違反とは独立した別の民事犯罪に該当する。

ただし、次に掲げる行為に限っては、技術的保護手段の回避に対する法的保護の妥当性又は法的救済の有効性を損なわない限り、処罰しない。

- (a) 合法的に入手したコンピュータープログラムに関する侵害を目的としないリバースエンジニアリング行為であって、他のプログラムとの相互運用性を達成することのみを目的とし、当該分野の者が入手できない当該コンピュータープログラムの特定の要素に対するリバースエンジニアリング行為
- (b) 正規の資格を有する研究者がする侵害を目的としない善意の行為であって、当該研究者が、必要な範囲において、情報を符号化し、復号化する技術の欠陥及び脆弱性を特定し、分析することのみを目的として、固定されていない著作物、実演又はレコードの複製物、実演又は見本を合法的に入手し、かかる行為に関与する許諾を得るのに努力した者であるもの
- (c) 未成年者による不適切なオンラインコンテンツへのアクセスの防止のみを目的として、それ自体が禁止されていない技術、製品、サービス又は装置の構成要素又は一部を組込むこと
- (d) コンピューター、コンピューターシステム又はネットワークの所有者が認める、侵害を目的としない善意の行為であって、当該コンピューター、コンピューターシステム又はネットワークのセキュリティーの試験、調査又は修正のみを目的とするもの
- (e) 営利を目的としない図書館、公文書館又は教育機関の職員が、取得を判断することのみを目的として、他の方法では利用できない著作物、実演又はレコードを利用すること

(f) 自然人のオンライン行為を反映した個人を特定できる秘密情報を編集又は拡散する能力を特定し、無効にすることのみを目的として、それ以外では著作物を利用する自然人の能力に影響を及ぼさないような方法による、侵害を目的としない行為

(g) 法律の施行、諜報機能の遂行、国防、不可欠な安全保障又は同様の政府目的のために、政府職員、代理人又は請負者がする法的に認められた行為

## 第 62 条の 2 著作物、実演、レコードの送信、複製、利用、公衆の利用に供すること又は公表に対する、技術的保護手段を回避するための装置、製品、構成要素又はサービスの製造、輸入、頒布、提供又は売買

当該装置、製品又は構成要素を製造し、輸入し、頒布し、公衆に提供し、提示し、その他の方法により売買した者又はサービスを公衆に提供し若しくは提示した者は、以下の行為を禁止される。

(i) 技術的保護手段を回避する目的で、宣伝、広告又は販売する

(ii) 技術的保護手段の回避を可能又は容易にすることを主な目的として、設計、製造又は制作する

本罰則は、技術的保護手段を回避する以外に商業的に重要な限定された目的又は用途のみを有する、装置、製品、構成要素を製造し、輸入し、頒布し、公衆に提供し、提示その他の方法により売買した者又はサービスを公衆に提供し、若しくは提示した者についても、適用があるものとする。

営利を目的としない図書館、公文書館、教育機関又は営利を目的としない公共放送機関の職員が、その職務の遂行においてする場合、かかる行為については、刑事罰は科さない。

著作物、実演又はレコードの排他的な著作権又は著作隣接権を保護する技術的保護手段を回避する製品、サービス又は装置に関しては、次に掲げる行為に限っては、技術的保護手段の回避に対する法的保護の妥当性又は法的救済の有効性に影響を及ぼさない限り、処罰しない。

(a) 独立して作成されたコンピュータープログラムによる他のプログラムとの相互運用性を達成することのみを目的とした、合法的に入手したコンピュータープログラムの複製物に関する侵害を目的としないリバースエンジニアリング行為であって、当該行為に関与する者が過去に入手できなかった当該コンピュータープログラムの特定の要素に関する善意の行為

(b) 法律の施行、諜報機能の遂行、不可欠な安全保障又は同様の政府目的のために、行政機関又は公共部門の職員、代理人又は請負者がする法的に認められた行為

保護されている著作物、実演又はレコードの利用を制御する技術的保護手段を回避する製品、サービス又は装置に関しては、次に掲げる行為に限っては、技術的保護手段の回避に対する法的保護の妥当性又は法的救済の有効性に影響を及ぼさない限り、処罰しない。

(i) 独立して作成されたコンピュータープログラムによる他のプログラムとの相互運用性を達成することのみを目的とした、合法的に入手したコンピュータープログラムの複製物に関する侵害を目的としないリバースエンジニアリング行為であって、当該行為に関与する者が入手できなかった当該コンピュータープログラムの特定の要素に関する善意のもの

(ii) 法律の施行、諜報機能の遂行、不可欠な安全保障又は同様の政府目的のために、行政機関又は公共部門の職員、代理人又は請負者がする法的に認められた行為

(iii) 正規の資格を有する研究者がする侵害を目的としない善意の行為であって、当該研究

者が、必要な範囲において、情報を符号化し、復号化する技術の欠陥及び脆弱性を特定し、分析することのみを目的として、固定されていない著作物、実演又はレコードの複製物、実演又は見本を合法的に入手し、かかる行為に関与する許諾を得るのに善意で努力した者であるもの

(iv) 未成年者による不適切なオンラインコンテンツへのアクセスの防止のみを目的として、それ自体が本節において禁止されていない技術、製品、サービス又は装置における構成要素又は一部を含める行為

(v) コンピューター、コンピューターシステム又はネットワークの所有者が認める、侵害を目的としない善意の行為であって、当該コンピューター、コンピューターシステム又はネットワークのセキュリティの試験、調査又は修正のみを目的としてするもの

(注釈：本条に関して、2008年7月18日付け法律第8656号経過規定2は、次のように規定している。「2000年10月12日付け法律第8039号知的財産権行使のための手続に関する法律第62条の2に組み込まれた規定は、本法の公布から1年後に効力を生ずる。」)

### **第63条 権利管理情報の変更、配信、取込み、送信又は通信**

許諾を得ずに、次に掲げる行為をした者は、1年以上5年以下の拘禁又は5～500基準額の罰金に処する。

(a) 権利管理情報を削除又は変更すること

(b) 権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更されていることを知りながら、当該情報を配信又は配信のために取り込むこと

(c) 権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更されていることを知りながら、著作物、実演、制作又はレコードの複製物を配信し、配信のために取り込み、送信し、通信し又は公衆の利用に供すること

営利を目的としない図書館、公文書館、教育機関又は営利を目的としない公共放送機関の職員がする場合、かかる行為について罰則は科さない。

(注釈：前段落に関して、2007年7月18日付け法律第8656号経過規定3は、次のように規定している。2000年10月12日付け法律第8039号知的財産権行使のための手続に関する法律第63条第2段落に組み込まれた規定は、本法の公布から1年後に効力を生ずる。)

法律の施行、諜報機能の遂行、国防、不可欠な安全保障又は同様の政府目的のために、行政機関又は公共部門の職員、代理人又は請負者がする法的に認められた行為についても、処罰しない。

## 第5節 集積回路の回路配置についての権利に対する罪

### 第69条 集積回路の独創的な回路配置に基づく権利の侵害

独創的な回路配置又はその一部に基づく権利を害するような方法により、不正な複製物を複製し、利用し、販売し、販売の申出をし、所持し、頒布し、保持し、輸入し若しくは輸出した者又は不正に複製された回路配置を含む集積回路を組み込んだ者は、1年以上3年以下の拘禁に処する。

本条及びその解釈の適用上、1999年12月17日付け法律第7961号集積回路の回路配置の保護に関する法律に規定する集積回路及び回路配置の概念を用いるものとする。

## 第6節 本章のすべての犯罪に共通する規定

### 第70条 適用基準

第5章に記載する何れの条文について、少なくとも、商業的規模での商標の模倣又は著作権若しくは著作隣接権の侵害、模倣品又は海賊版の輸入又は輸出の場合には、刑事制裁の適用があるものとする。商業的規模での著作権又は著作隣接権の侵害には、商業的利益又は私的な経済的利益を得ることを目的とする著作権及び著作隣接権の著しい侵害のほか、経済的利益を直接的又は間接的に動機としない侵害(基準額の半額を超える経済的損害を生ずることを条件とする)が含まれる。

### 第70条の2 評価基準

第5章第46条から第48条までに記載する損害額は、必要に応じて、侵害の対象である純正品の価額又は許諾の価額を用いて算定する。

第5章第51条、第52条、第54条、第55条、第57条、第59条及び第60条に記載する損害額は、場合により、次に掲げる要素を用いて算定する。

(a) 侵害された各原著作物、実演又はレコードの小売価格に、侵害している当該著作物、実演又はレコードの複製物の総数を乗じた額

(b) 著作物、実演又はレコードの公演、公衆への送信、利用、固定、複製又は送信に適用される著作権料であって、団体管理組合が定めるもの

損害額を算定する際、裁判所は、提示された原著作物、実演又はレコードの価額に関する他の正当な尺度(同等の著作物、実演又はレコードについて設定された著作権料を含む)も考慮しなければならない。

### 第71条 刑事判決において命じられた物品の没収及び廃棄

コスタリカ共和国の裁判官は、当事者の請求により又は職権により、中間決定又は有罪判決の刑事判決において、次に掲げることを命ずることができる。

(a) 模倣品又は海賊版と疑われる物品、犯行に使用されたすべての原材料及び付属品、侵害行為に関連するすべての資産並びに犯罪に関連するすべての証拠の差押え。令状において差押えの対象となる原材料は、令状に明記された一般的な分類に該当する限りは個別に特定する必要はない。

(b) 侵害行為に関連するすべての資産の没収

(c) 商業経路への流入を防止するために、被告に対する補償なしに、すべての模倣品又は海賊版を差し押さえること

(d) 著作権又は著作隣接権の侵害に関しては、侵害品の創作に使用された原材料及び器具の没収

同様に、司法当局は、刑事判決において、違法品又は海賊版の廃棄並びに犯行に使用された原材料、付属品及び器具の廃棄を命ずることができる。

## 第6章 最終規定

### 第72条 補足規定

(a) 1982年10月14日付け法律第6683号著作権及び著作隣接権に関する法律第95条に、新たに最終段落を追加する。本文を、

「第95条

(中略)

本法に定める職務に加え、著作権及び著作隣接権の国家登録局は、その局長の名において、知的財産権行使のための手続に関する法律に定める条件に基づいて予防措置を命ずることができる。」

と読み替えるものとする。

(b) 2000年1月6日付け法律第7978号商標その他の標識、識別標識に関する法律第95条に、新たに段落を追加する。本文を、

「第95条

(中略)

本法に定める職務に加え、知的財産権登録局は、その局長が代表して、知的財産権行使のための手続に関する法律に定める条件に基づいて予防措置を命ずることができる。」

と読み替えるものとする。

### 第73条 廃止規定

次の規定は、廃止する。

(a) 1982年10月14日付け法律第6683号著作権及び著作隣接権に関する法律第117条から第120条まで、第122条及び第124条、第126条から第131条まで並びに第133条から第146条まで

(b) 1983年4月25日付け法律第6867号特許法(発明、意匠及び実用新案)第36条、第37条及び第38条

(c) 国家登録局を構成する登録局に関する1991年12月10日付け法律第7274号係争に関する行政裁判所第三部の設置に関する法律第1条(a)及び(c)

### 第74条 規則

行政府は、本法の公布後6月以内に本法の規則を定める。

### **経過規定 1**

本法の施行から行政登録裁判所の設置及び運営までの移行期間中に決定が保留され、また、開始された手続は、1991年12月10日付け法律第7274号により設置された係争に関する上級行政裁判所第三部によって、手続が完了するまで審理される。

### **経過規定 2**

行政府には、行政登録裁判所の設置及び運営のために、本法の公布から1年の期間が付与される。

### **経過規定 3**

本法により設置された行政登録裁判所は、運営に必要な物品及び役務を取得することができ、その財源は、国家登録局の予算の運営剰余金によって賄うことができる。

本法は、その公布の日から効力を生ずる。

コスタリカ共和国大統領。2000年10月12日、サンホセ。